



平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本 哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役 執行役員 大河原 治
(TEL. 06-4795-8805)

大阪証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社大阪証券取引所より、平成 25 年 5 月 21 日に有価証券上場規程第 14 条の 8 第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 14 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社大阪証券取引所からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 25 年 3 月 18 日付で、当社中日本営業本部で不適切な会計処理が判明した旨を開示しました。その後調査委員会を設置のうえその調査を行い、同年 5 月 8 日付で、調査結果を受領した旨及び過年度決算の訂正概要等を開示し、また同年 5 月 17 日付で、過年度決算短信等の訂正開示を行っています。

これらにより、当社においては、一部の従業員により、取引先と共謀のうえでの架空取引を伴う不適切な会計処理が行われていたこと等により、平成 20 年 3 月期から平成 25 年 3 月期第 3 四半期まで、重要な訂正を要する決算内容を開示していたことが判明するとともに、その内部管理体制に不備があったことが認められました。

したがって、本件は、適時開示に係る遵守事項に違反し、かつその旨を公表する必要があると認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、当社の開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることになりました。

以 上